

No. 1848

2019・10・7

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/
大塚 以
miyosiminsyo@w41.tiki.ne.jp

増税突入！大混乱は避けられない・税務署へ申入れ

三次民商は9月25日に、三次・吉田両税務署へ、事前に申し入れた事項についての回答と、今置かれている、県北地域の中小業者の現状を訴え、税務署交渉を行いました。

申し入れ事項の回答 (三次・吉田とも趣旨は同回答)

①大混乱を招く消費税の10%への増税、まやかしの「軽減税率」やインボイス制度は中止すること。

【回答】当署は法律の執行機関であるので、お答えする立場ではない。

②「結社の自由」を保障し、納税者の自主申告にむけた相談活動への不当な干渉を行わないこと。納税者の自主申告を阻害し、萎縮させる税理士法の不当な拡大解釈をやめること。

【回答】税務行政は適正な課税の実現を図るため、公平に執行されるとして、どの団体にも中立な立場で行っている。相談活動については、税理士法に定める、税務の代理・相談・作成は税理士に制限されるとされている。税理士の監督官庁は税務署となっており、拡大解釈はして

いない。

③国税通則法の趣旨を署員に徹底すること。税務運営方針や第72回国会決議を遵守し、事前通知、調査理由の開示を必ず行うこと。事前通知は遅くとも2週間前に文書で行い、納税者の協力を得られる日時・場所とし、例外規定を適用する場合、その理由を納税者に明らかにすること。

【回答】調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるため、会議・研修などで署員に通知しているところで、引き続き趣旨に従う。

事前通知は原則するが、調査に支障がある場合や円滑に行うのが困難な場合は通知しない。通知は特段の規定がないが、原則電話です。調査開始日は通知から相当の時間を持つてする。

④事前調査をやめること。法定外文書や「呼び出し」「お尋ね」などの乱発をやめ、行政文書で納税者を呼び出し、事前通知のない調査に移行することはやめること。「収支内訳書」「法人事業概況説明書」の提出を強要しないこと。

【回答】事前調査は協力的でないなどの理由ですることがある。

個々の事案に即しつつ行う。内訳書、説明書とも法令上添付しないといけないとなっているので提出をお願いしている。

⑤税務署員による「質問応答記録書」は法的根拠はなく任意であり、作成や押印の強要はやめること。

【回答】事実関係の正確性を期するため、必要と認めた場合にお願いしている。強要しているものではない。

⑥立会人を理由とした調査拒否や消費税仕入税額控除否認、青色申告取消を行わないこと。

【回答】仕入控除否認については、資料等が残っていないなどの理由で、規定に基づいて行っている。

⑦滞納整理にあたっては、生存権的財産の処分を禁止し、売掛金差押さえといった不当な徴収・滞納整理を行うことなく、納税相談は不況の実態を考慮し、適切、丁寧に対応すること。

【回答】個々の実情に即し、適切に判断している。売掛金は差押さえ禁止財産とはなっていないが、営業生活に支障が無いか

を留意した上で判断している。第三者に担保権がある場合は、支障が無いか慎重に見極めている。

⑧消費税の一括納付が困難な中小業者に対し、従来の三次民商が出している「分納誓約書」を活用しつつ、「換価の猶予」の簡素化や親切丁寧な書き方に応じること。分納相談については、やはり所轄税務署に担当してもらうことがお互いの信頼関係構築のために必要なので、徴収担当を各税務署に置いてもらうこと。

【回答】分納誓約書は法的に根拠が無いが、提出されれば收受する。個々の実情に則し、適切に対応している。

⑨守秘義務は国家公務員に課せられたものであり、納税者に罰則がない以上、第三者の立会をもって納税者が調査を正当に受ける権利を奪わないこと。

【回答】税務署員には守秘義務が課せられており、税理士以外の人に関わると法令違反となる場合があるのでお断りしている。

裏面へ続く

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

本当になるよー！こんな税制で大丈夫？

消費税増税反対決起集会&対策学習会

三次民商は常任理事会で、直前に迫った消費税増税に対し、怒りの声を上げようと決起集会を。また、まだまだ会員に広報が不十分と再度学習会をしよう、と、6回、集会と対策学習会を開催しました。

三次集会



9月18日に「三次まちづくりセンター」で行い、昼の部は40名、夜の部は14名が参加。直前とあってか多く

二次集会夜の部



の参加者が来場。「そんなに変わらないだろう」と思ってたけれど、これは変わるよー！と青ざめる参加者の声が多く、「税務署の説明会にも行ったけど、何度聞いても複雑すぎて難解」と感想も。学習会後の決起集会で、高橋組織運営委員長は、「今日、聞いてもらったとおり、こんなに変わる消費税負担と事務負担を中小業者に押し付ける安倍政権にノーを突きつけるには民商を大きくしなけ

ればならない。今、秋の運動で様々な取り組みをしているので、みんなで拡大をしましょう」と訴えました。

訴えをする高橋委員長



高田集会

9月20日に昼の部を行い18名、9月27日に夜の部をいずれも高田事務所で行い5名が参加しました。

佐々木副会長、植野税対部長が決起の挨拶をし、パンフを置いてもらうよう会員に訴えました。

再々度学習会

今回の決起集会に事

内々度学習会・昼の部



情で来られなかった会員から「別日にやってもらえないかどうか」と問い合わせが多くあったので、再々度9月26日に三次民商事務所で行い、昼の部は10名、夜の部は3名が参加し

表面の続き

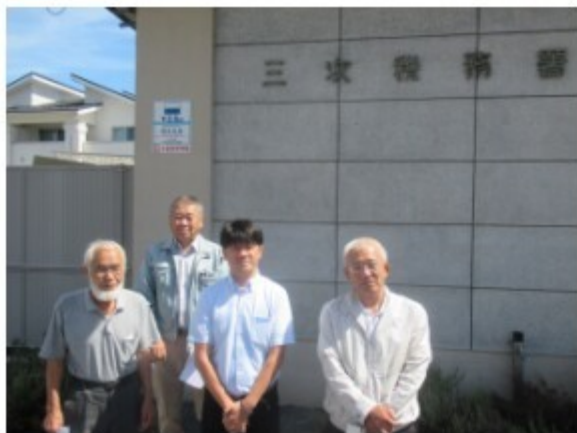
吉田税務署には3名が参加し、寺本総務課長、小川係長が対応しました。

目前に迫った消費税10%増税、複数税率・インボイス制度の導入。中小業者には事務負担が増大し、転嫁問題や税率によるお客とのトラブルの対応など大変になります。参加者から「こんなに複雑になるのに、周知徹底していると言えるのか。このままでは現場で大混乱が起きる」と切実な訴えが。

「憲法に違反するこの不公平な税制を糾すため、中小業者の声を上級官庁に上げて欲しい」と申し入れました。

三次税務署には6名が参加し、惣田総務課長、松島係長が対応しました。

広域化により、三次管内の徴収担当が広島北税務署に移り、「三次税務署に相談したくてもできない」「遠方なので電話での対応となると、意思疎通が難しい」現状を訴えると、「広島北税務署の徴収担当は少人数で、鳥根県の一部も管轄している。なのでなかなか時間を取るということが難しい。徴収に限らず今はどの税務署も事前予約制をとっている。ただ、三次税務署に言ってもらえれば取次ぎはしますし、簡単な回答であればお答えはする」と回答がありました。



労働保険・第2期分納人のお知らせ
10月31日(水)まで
事務所にご持参いただくか、
振込みをしていただくよう
お願いします。